

令和2年11月16日
明石台わか葉保育園

新型コロナウィルス感染症対応マニュアル

社会福祉法人 富谷福祉会
明石台わか葉保育園

1 基本方針

このマニュアルは、厚生労働省の新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針と全国保育園保健師連絡会の新型コロナウィルス感染症対応ガイドブックに基づき作成をしたものである。

児童、保護者、職員が罹患した場合、地域の保健所、富谷市に指示を仰ぎ感染拡大を防止する。

2 保護者への周知

下記の事項にあてはまる場合の対応について、保護者へ保育園からのお便り等で周知徹底を図っていく。

- (1) 子どもの毎朝の健康観察を徹底していただき、発熱や風邪症状（咳・のどの痛み・だるさ・息苦しさ等）、味覚や臭覚の異常等新型コロナウィルス感染症の疑いがある場合は登園を避けることについて

※子どもの発熱時の体温は、あくまでも目安であり、個々の平熱に応じて、個別に判断するとし、子どもの元気な時の「平熱」よりも1度以上高い場合は欠席を要請する

- (2) 保育園では保育中必要に応じて検温し、発熱が認められた場合には、受け入れができないこと。
または、保護者に早急なお迎えを依頼することについて

- (3) 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは保育園に登園できないこと、解消した場合でも引き続き子どもの健康状態に留意することについて

- (4) 児童や同居家族がPCR検査を実施することが決まった場合は、保育園に連絡することについて

3 感染予防対策

(1) 児童

- ① 健康観察カードに、体温・健康状態を記入し、毎朝保育士に提出する。保育士は口頭で体調を確認する
- ② 児童が発熱状態の場合は欠席となる。解熱後24時間平熱であった場合登園となる
- ③ 鼻汁、咳の症状がある場合、早期に受診をしてもらう
- ④ 登降園の際は、アルコールで手指消毒を行う
- ⑤ 手洗いの励行（食事前後、トイレを使用後、戸外活動後など）
- ⑥ 年齢や健康状態によっては、マスクを着用

(2) 保護者

- ① 健康観察カードに体温・健康状態を記入

- ② 発熱状態の場合は、児童と一緒に欠席の協力を依頼する
- ③ マスクを着用
- ④ 手指消毒を行ってから入室
- ⑤ 発熱の場合は、玄関の外で対応
- ⑥ 職場で濃厚接触者や感染者が出た場合は、保育園に速やかに情報を提供してもらう

(3) 職員

- ① 休日も毎日検温を行い、体調の変化についても健康観察カードに記入する
- ② 発熱、倦怠感、咳、咽頭痛などがある場合出勤はしない。判断が難しい場合は、園長・副園長・主任いずれかに相談する
- ③ マスク着用
- ④ こまめな手指消毒
- ⑤ 人と人との距離を取る
- ⑥ 咳エチケット
- ⑦ 室内の定期的な換気を行う
- ⑧ 新型コロナウィルスアプリを職員全員でインストールし、確認をしていく
- ⑨ 家族と友人、知人などで、濃厚接触者や感染者がいたら速やかに職場に報告する

(4) 来園者

- ① 施設見学者については、検温を行い、来園者問診票に記入し園で保管をする。施設内への立ち入りは行わず、玄関側の相談室での対応とする

(5) 業者

- ① マスク着用
- ② 玄関の外で対応
- ③ 打ち合わせなどの場合、検温・手指消毒を行い、来園者問診票に記入し短時間で打ち合わせを行う

※マスクの着用について

活動中には、近距離での会話や発声等が必要な場合も生じうことから、飛沫を飛ばさないよう、職員は、基本的には常時マスクを着用する。

子どもについては、子どもの体調に十分注意した上で着用させる。また、マスクを忘れたり無くしたりした子どもには、保育園内での感染を予防する観点からできる限りマスクを提供することが望ましい。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない

- ① 2歳未満の子どもについては、体調不良を訴えたり、自分でマスクを外すことが困難であることから窒息や熱中症のリスクが高まるためマスクの着用は必要ない

- ② 2歳以上の子どもについては、子どもの状態を観察し体調が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合には、マスクの着用は必要ない
 - ③ 充分な身体的距離が確保できる場合や屋外での活動については、マスクの着用は必要ない
 - ④ 夏期の気温・湿度が高い中でのマスクの着用については「新型コロナウィルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防に留意する
- 【参考】「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがある。マスクを外す場合には、できるだけ身体距離を保つ、近距離での会話を控えるようにする等の配慮を行う
- 热中症も命に関わる危険があることを踏まえ、健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、熱中症への対応を優先する
- マスクの取り外しについては、活動の状態や子どもの様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する
- マスクを着用している場合には、強い負荷のかかる活動は避け、のどが渴いていなくてもこまめに水分補給をするよう促す。また、適宜に休息を入れる
- 新型コロナウィルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためエアコンの温度設定をこまめに調節する

4 環境衛生

(1) 使用する消毒剤について

消　毒　の　種　類	手指	環境消毒	吐物などの汚染された場所
アルコール消毒液	○	○	○
次亜塩素酸ナトリウム	×	○	○

(2) 環境衛生

① 室内の換気

- ・換気は常時、困難な場合は30分に数分程度（窓は全開）、または、室内を2か所以上同時に開けておく
- ・保育中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候、机等の配置などにより換気の程度が異なることから、活動後は窓やドアを開放し換気を行う
- ・窓のない部屋は、常時入り口を開けて置いたり、換気扇を用いたりするなど、十分に換気を行う。使用時は人の密度が高くならないように配慮する。

- ・エアコン使用時も換気を行う。
- ・広い天井の高い部屋で活動をする場合でも、換気を行う。

② 玩具

未満児が口にした玩具は洗浄し、衛生的に保つ
布製の玩具の使用は控える
幼児クラスに関しては、状況に応じ適宜洗浄・消毒を行う

(3) 飲食時の対策について

- ① 昼食やおやつの前後の手洗い及び机の消毒を徹底する
- ② 食べる準備の際はマスク着用を徹底する
- ③ 食べる直前までマスクを着用する。着用後のマスクは、二つ折りにしてしまうなど取り扱いには留意する。食べ終わった子からマスクを着用する。
- ④ 喫食する際には、飛沫を飛ばさないような工夫や配慮をする
- ⑤ 喫食中も換気を行う
- ⑥ 食後の片づけは、自分の物だけを片付ける
- ⑦ 職員は可能な限り子どもと別に喫食する。

(4) 午睡時の対策について

- ① 子ども同士の口元の感覚が1メートル以上開くように工夫する
- ② 子ども同士が離せない場合は、足を互い違いにして配置するなどの工夫をする
- ③ 咳や鼻汁の症状がある子から必ず1メートル以上離す
- ④ マスクは必ず外す

(5) 行事などの対策について

- ① クラスター発生リスクの3つの条件（密閉、密集、密接）が重ならないよう、感染拡大防止の対策を講じ実施する
- ② 行事や活動については、「教育的意義」「安全面」の両面から考慮し、保育園の規模や保育環境を考慮し検討していく
- ③ 行事の意義や目的から取り組み方法を見直していく
- ④ 感染対策を講じてもなお、感染リスクが特に高いと考えられる行事や活動については取りやめる

5 体調不良児の対応

(1) 保育中に体調不良となった児童がいた場合

- ① 他児への感染を防ぐため、当該児は隔離した部屋・スペースで保育する
- ② 保護者には、症状を伝えお迎えをお願いする

【体調不良の子がいた保育室】

- ① 室内を換気し、次亜塩素酸ナトリウムで消毒を行う
- ② 体調不良児が使用していたクラスは、新型コロナウィルスに感染していないことが確認できるまでは、合同保育等、他のクラスとの交流を避ける

(2) 体調不良の保育・看護をする際の注意点

- ① 自身が感染しないため、使い捨ての袖付きエプロンとマスク、帽子、使い捨てビニール手袋を着用する
- ② 室内換気は當時もしくは、30分に数分行う
- ③ 鼻汁や唾液を扱うときには、使い捨てビニール手袋で対応し、使ったティッシュはビニール袋に入れ密閉して外のダストボックスへ破棄する。対応した職員は手指消毒を行う
- ④ 子どもを抱っこする場合は、対面での抱っこは避ける
- ⑤ 当該児で使用したエプロンは、ケアをする専用エプロンとする。傍を離れるときは脱いで外のダストボックスへ破棄する

【トイレの使用】

- ① 他児となるべく接触しないように使用する
- ② 排泄後は、蓋を閉めて水を流す
- ③ 使用後は、次亜塩素酸ナトリウムで消毒をする

6 風邪の症状のケース別の対応

(1) 児童が家庭で発熱・風邪症状・息苦しさ等があったと連絡がきた

- ① 発熱のみの場合、自宅で療養の協力依頼
- ② 解熱後24時間たってからの登園の協力を要請する
- ③ 直近2週間以内に感染流行地に行ったか、感染者または濃厚接触者とのかかわりがあったか、家族に体調不良者がいないかなどを確認する
- ④ 体調が改善しない場合は、かかりつけ医に電話で相談してもらい、医師の指示に従うよう伝える
- ⑤ 濃厚接触者または、感染者となった場合は速やかに園に連絡を入れるよう依頼する

(2) 児童が園で発熱・風邪症状・息苦しさ等がある場合

- ① 保護者に連絡し、お迎えと受診を依頼する
- ② 解熱後24時間たってからの登園の協力を要請する
- ③ 直近2週間以内に感染流行地に行ったか、感染者または濃厚接触者とのかかわりがあたか、家に体調不良者がいないかなどを確認する
- ④ 体調が改善しない場合は、かかりつけ医に電話で相談してもらい、医師の指示に従うよう伝える

(5) 濃厚接触者または、感染者となった場合は速やかに園に連絡を入れるよう依頼する

(3) 保護者や同居家族が発熱・風邪症状・息苦しさ等がある場合

① 家族の体調が回復し、24時間たってから登園するよう依頼をする

② 直近2週間以内に感染流行地に行ったか、感染者または濃厚接触者との関わりがあったか、家族に体調不良者がいないかなどを確認する

③ 体調が改善しない場合は、かかりつけ医に電話で相談してもらい、医師の指示に従うよう伝える

④ 濃厚接触者または、感染者となった場合は速やかに園に連絡を入れるよう依頼する

(4) 職員が発熱・風邪症状・息苦しさがある場合

① 自宅で上記の症状が出た場合、園長、副園長、主任いずれかに連絡し勤務は休む

② 勤務中上記の症状が出た場合は、嘱託医に連絡し指示を仰ぐ

③ 直近2週間以内に感染流行地に行ったか、感染者または濃厚接触者との関わりがあったか、家族に体調不良者がいないかなどを確認する

④ 体調が改善しない場合は、かかりつけ医に電話で相談してもらい、医師の指示に従うよう伝える

⑤ 濃厚接触者または、感染者となった場合は速やかに園に連絡を入れるよう依頼する

(5) 児童、保護者、職員は、発熱はみられないが、咳や鼻汁などの症状がある場合

① 上記の症状があっても、倦怠感や息苦しさがなければ年齢や症状に応じマスク着用で登園（出勤）可能

【相談窓口】

・かかりつけ医に電話相談(いない場合等)

・受診・相談センター(コールセンター)

電話番号：022-211-3883

022-211-2882

受付時間：24時間対応

7 【濃厚接触者と特定】された場合

	保育園利用	陽性の場合	陰性の場合	他	行政との連携
児童が濃厚接 触者と特定	濃厚接触者が 少数の場合、 感染確認結果 が出る一定期 間、利用不可	保健所の指示 に従う	念のため 2 週 間自宅待機を 依頼	各家庭に情報 提供。できる だけ自宅待機 を依頼	濃厚接触者が 多数の場合、 市と協議を行 う。登園自粛 の場合も有
児童の家族が 濃厚接触者と 特定	家族の感染結 果が出るまで 利用不可	保健所の指示 に従う	念のため 2 週 間自宅待機を 依頼	各家庭に情報 提供する。他 の園児の利用 は可	状況確認後、 連絡を入れ対 応を協議
職員が濃厚接 触者と特定	感染確認結果 が出るまで、 出勤不可	保健所の指示 に従う	念のため 2 週 間自宅待機を 依頼	各家庭に情報 を提供	保育園は開園 するが、濃厚 接触者が多数 の場合は市と 協議し、状況 に応じた対応 を取っていく
職員の家族が 濃厚接触者と 特定	感染確認結果 が出るまで、 出勤不可	保健所の指示 に従う	念のため 2 週 間自宅待機を 依頼		状況確認後、 市と状況に応 じた対応を協 議

※園全体で発熱、咳、倦怠感、頭痛、鼻汁、味覚・臭覚異常、下痢等の症状が他にもいるか確認する

※保育園では感染が確認された日の 2 日前からの感染が確認された日までの出勤簿、出席簿や保育日誌
などにより保育活動の状況を把握するなど保健所の調査及び指示に備えます。

8 【保育園で感染者が発生】した場合

(1) 児童が感染者となった場合

- ① 臨時休園となる。保護者から施設への報告の時間により、当日か翌日からになる
市と協議し、保護者にはオガログで周知する
- ② 保健所や市と協議し、対象児童や職員は PCR 検査を受ける
- ③ 感染結果確認が出るまでの一定期間、児童、職員ともに保育園の利用は不可となる
- ④ 感染が陽性だった場合は、保健所の指示に従う
- ⑤ 隆性だった場合は、念のため 2 週間の自宅待機を依頼する
- ⑥ 施設の消毒作業は、保健所の指示を仰ぎながら行う
- ⑦ 休園中に新たな感染者が出た場合は、保健所としに連絡を入れる

- ⑧ 保育の提供を必要とする児童には、市と協議し特別保育、または、代替え保育を調整し提供していく
- ⑨ 感染した児童は、医師から完治したという診断が出るまで欠席とする

(2) 保護者及び家族が感染者となった場合

- ① 臨時休園となる。保護者から施設への報告の時間により、当日か翌日からになる市と協議し、保護者にはオガログで周知する
- ② 保健所や市と協議し、対象児童や職員はPCR検査を受ける
- ③ 感染結果確認が出るまでの一定期間、児童、職員ともに保育園の利用は不可となる
- ④ 感染が陽性だった場合は、保健所の指示に従う
- ⑤ 陰性だった場合は、念のため2週間の自宅待機を依頼する
- ⑥ 施設の消毒作業は、保健所の指示を仰ぎながら行う
- ⑦ 休園中に新たな感染者が出た場合は、保健所としに連絡を入れる
- ⑧ 保育の提供を必要とする児童には、市と協議し特別保育、または、代替え保育を調整し提供していく
- ⑨ 感染した家族がいる児童は、医師から家族が完治したという診断が出るまで欠席とする

(3) 職員が感染者となった場合

- ① 臨時休園となる。保護者から施設への報告の時間により、当日か翌日からになる市と協議し、保護者にはオガログで周知する
- ② 保健所や市と協議し、対象児童や職員はPCR検査を受ける
- ③ 感染結果確認が出るまでの一定期間、児童、職員ともに保育園の利用は不可となる
- ④ 感染が陽性だった場合は、保健所の指示に従う
- ⑤ 陰性だった場合は、念のため2週間の自宅待機を依頼する
- ⑥ 施設の消毒作業は、保健所の指示を仰ぎながら行う
- ⑦ 休園中に新たな感染者が出た場合は、保健所と市に連絡を入れる
- ⑩ 保育の提供を必要とする児童には、市と協議し特別保育、または、代替え保育を調整し提供していく
- ⑪ 感染した職員は、医師から完治したという診断が出るまで出勤停止とする

9 勤怠及び賃金の取り扱いについて

(1) 区分別の取り扱い基準

区分	待機期間の制限	勤怠及び賃金の取り扱い基準
① 新型コロナウィルスと診断された	専門機関の指示に従い 完治するまで療養	特別休暇対応（通常通りの給与を支給） ※国や行政から別の通知や指示がある場合はこの限りではない
② 濃厚接触者と特定された	専門機関の指示に従い 自宅（宿泊施設）待機 (最大14日)	特別休暇対応（通常通りの給与を支給） ※国や行政から別の通知や指示がある場合はこの限りではない
③ 濃厚接触者と接触した	一定期間出勤不可 接触者の検査確定まで (最大14日)	特別休暇対応（通常通りの給与を支給） ※国や行政から別の通知や指示がある場合はこの限りではない
④ 風症状（発熱等）	自宅待機 長引く場合は専門機関に連絡	病欠扱い その間に感染と診断された場合は①と同様の取り扱い 有休休暇取得選択も有

※プライベートな行動（海外旅行など）による罹患は、上記の限りでない。感染経路が職場や職務中であると思われるものに限る。

(2) 小学校などの臨時休業に伴う休暇の取り扱い

- ① 国の支援策により、小学校の臨時休校に伴い、下記の該当する子の世話を保護者として行うことが必要となった職員に対し特別休暇を付与する。（夏休みなどの期間は含まない）
- ② 新型コロナウィルス感染拡大防止策として臨時休校した小学校等に通う子※
- ③ 新型コロナウィルスに感染した恐れのある小学校に通う子※

※小学校等：小学校、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育園、認定こども園等

10 ケース別対応一覧表

	市の対応	対象児童	その他の児童	対象職員	その他の職員
園で感染者が出た場合	臨時休園	利用不可	利用不可	利用不可	出勤可能 園長判断
児童が濃厚接触者と特定	濃厚接触者の人数によって登園自粛	最大 14 日 利用不可	可能な限り 利用を控えて もらう		出勤可能
保護者が濃厚接触者と特定	通常開園	最大 14 日 利用不可	利用可能		
職員が濃厚接触者と特定	濃厚接触者の人数により出勤自粛要請		可能な限り 利用を控えて もらう	最大 14 日 出勤不可	出勤可能
職員の家族が濃厚接触者と特定	通常開園		利用可能	最大 14 日 出勤不可	
咳や鼻汁	通常開園	呼吸困難や倦怠感がなければマスク着用で利用可能			